

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	JTOS 株式会社
-------	-----------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		全ての国民が光インフラを利用できるようにすることで、情報格差を極小化でき、また、それにより産業の活性化が図れると考えます。その観点により、本意見に賛同します。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		事業仕分に見られるように国による補助や介入が大きすぎると無駄なコストがかかる可能性があります。したがって、民間でできることは極力民間で効率的に行うべきであり、その観点から本意見に賛同します。

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株)、ソフトバンクテレコム(株)ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>メタル回線撤去の必要性</p> <p>現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。</p> <p>総アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		メタルと光回線の二重投資は無駄で、メタル回線を早期に撤去し、ブロードバンド化を早急に進める。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	S & R エクスプレス株式会社
-------	------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		賛同 携帯電話の普及を見ても分かりますが、すべての国民が情報取得に積極的にアクセスしています。 この情報取得の為のローコスト(定額)なアクセス権は全ての家庭、個々人に担保されるべきと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		賛同 二重構造を継続し、割高な維持費が発生するメタル回線は撤去すべきです。 全てのインフラ投資において考慮すべきは、初期投資額と同等の感度で運用・保守費用も検討し削減すべきです。 極めて当たり前の事と判断されます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		賛同 光とメタル(光の2倍以上の維持費が必要)の二重構造を継続し、高額な維持費の発生を考えれば光アクセス基盤100%整備が望ましいのは当然の結論だと思えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		賛同 自由主義経済の中でコストは、『競争環境』の中で低廉化が進んでいくと思えます。 企業社会においても同様であり、あらゆる取引委は対等な立場での適正な競合が行われています。

		弊社が事業とする運送業においても同様に・・・
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		賛同 利用率の向上は、料金の低廉化(定額制)や魅力的なコンテンツの登場が必要です。 現状のNTT東西体制は競争原理が働かず、料金の低廉化に対する阻害要因ともいえます。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		まったく同感です。 NTT東西が、かつての日本電信電話公社の変形として残り、自由競争を妨げているのは『談合に近い』と思います。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかのように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		賛同 独占禁止法にも有る通り過度なマーケットシェアは適正な競争の阻害要因となります。 アクセス網の構造分離は目先を変えただけであり、基礎工事には手をつけていないため、公正な競争環境の構造的な欠陥となります。  真に公正な競争環境は完全な資本分離が必要です。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社ニューズウオッチ
-------	--------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛同する。 拙速な公的資金の導入は、適正な競争や民間活力を阻害するだけでなく、我が国の財政基盤にも悪影響をもたらす恐れがある。上記の通り、まずは民間主導の効果的なスキームを構築することが重要である。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア) アクセス基盤整備の在り方 ”公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。” (2)光アクセス基盤 100%整備に要する 2.5 兆円の内訳 (3)5 年間で工事が完了する根拠 (4)メタル回線撤去の必要性
上記の意見内容に対する再意見	<p>現在の国の財政状況を考慮すれば、公的資金を利用しない整備方法についてまずは模索するのが当然である。本意見における方法により公的資金を利用せずに整備可能であれば素晴らしい案と考える。</p> <p>しかしながら、本意見における案は、ソフトバンクの試算を基にしており、整備スキームの実現性・妥当性の検証については、NTT の情報をもって早急に検証し、議論を先に進めていく必要があると考える。NTT が情報開示を拒否するのであれば、政府から NTT へ情報開示の要求をすることも必要であると考えます。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	(株) 東大英数理教室
-------	-------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	基盤インフラの整備にあたり最も重視すべきことは、いかに効率的に整備を行うかという点です。特に、現在超高速ブロードバンドが未整備の地域は、山間部や離島等が多く、一般的に情報通信基盤整備にコストがかかるとされている地域です。
上記の意見内容に対する再意見	<p>弊社は学校で活用する学習用コンピュータソフト・コンテンツを供給しているが、山間部や離島の学校での活用の時、通信回線の未整備に悩まされることが多い。学校・教育委員会からは全市(町村)で均一な教育環境の提供を求められるが、回線上の問題から、希望に副うことができない。</p> <p>早急な超高速ブロードバンドの整備が必要であると考え</p> <p>る。</p>	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	<p>現状、NTT 東西殿のアクセス回線は、メタル回線と光回線の二重構造となっているため、維持費が割高になっています。メタル回線については、その60%が敷設後20年以上経過していることから、故障の可能性も高くなっており、割高な維持費のほとんどがメタル回線に起因するものとなっています。弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>メタル回線と光回線の二重構造は是非とも避けるべき課題であると考えます。均一な光アクセス基盤を敷設することにより均一な各種サービスの提供が考えられると思っています。</p>	



「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		公的資金の投入は極力避けるべきである。民間企業の自主的な活動と競争原理によって自然と整備が進んでいく「しくみ」を確率しなければならないと思っている。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi 機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。
上記の意見内容に対する再意見		電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを無料で利用可能となれば社会的な効率化が図れるであろう。無論 man to man の必要性を排除するものではなくむしろ man to man を必要とする場面では現状以上にきめ細かい対応が可能となると思われる。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場を強く望んでいる。携帯電話に見られるように競争があるところにサービスの向上とよりいっそうの技術の革新が生まれてくる。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。
上記の意見内容に対する再意見		より多くの国民に「光の道」構想を知ってもらい、理解を求め、その意見を徴収する努力を怠ることなく推進してほしい。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	また、NTT グループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば 明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の 市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、 グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されませ ん。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を 整備するためには、NTT グループ各社の完全な資本分離といった措 置も併せて実施する必要があるものと考えます
上記の意見内容に対する再意見	公正な競争をするためには、ひらかれた議論が行われるべきかと思 います。また、現在の利益を考えるのではなく将来の子供たちのた めの議論をいまずべきです。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	BB ケーブル株式会社
-------	-------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見	BB ケーブル社では、インターネット上で多チャンネルを放映する IPTV 事業を営んでおりますが、ADSL 上では回線速度の問題から、約 3 割の世帯にサービスを提供できない状況です。現在は SD の映像クオリティですが、HD になった場合、ADSL では殆んどの世帯に提供が困難な状況となります。一般利用者にとっては、現在のインフラで提供できるサービスだけを受けているので、現状の問題を把握しにくい状況ですが、サービス提供者側では、このインフラの限界に合わせて、多くのサービスを制限しているのが実情です。今後、インターネット上では、より大容量の情報が行き交う時代に、国民の気が付かない間に、「光の道」の実現が必要不可欠になっていきます。インフラの構築には時間が掛かるため、国民が必要性を訴えた時に対応し始めたので、手遅れになると考えています。	
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。

上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案のポイントの一つは、光アクセス基盤を100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントになります。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを経由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。 すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備とともに、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプション100%が達成されることとなります。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	まず、国家として優先すべきは、光ブロードバンドの100%普及率を早期に実現し、その上に成り立つ様々な付加価値サービスにおいて、国際競争力を高めていくことだと考えます。インフラ整備の出遅れは、その上の付加価値サービスの発展にも支障を及ぼし、中長期的な国際競争力の低下に繋がっていきます。先に実現への問題点を上げるのではなく、まず光ブロードバンドの普及実現を最優先に考え、それからそれを妨げる要因を早期に解決していくことが重要であると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。

上記の意見内容に対する再意見		
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容(該当部分)	NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。
上記の意見内容に対する再意見		

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおりますので、そちらの引用でも構いません。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	イツツ・コミュニケーションズ株式会社
-------	--------------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	イ 光利用率向上について (前略)…また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての事業者 に公平な接続環境を提供することになります。その結果、 低廉な光アクセス回線料をベースにした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。…(後略)
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見内容について、疑義を申し上げます。</p> <p>独立した企業が、全国的にサービスを独占提供する場合、競争原理が働かない為、設立～サービス開始まではある程度計画通りに実現したとしても、以後の価格の低廉化、サービスの高度化へのインセンティブが働かず、10年20年のレンジで見たときに、世界的に陳腐化した(維持費も、利用料も共に)高価なネットワークだけが残されることになる可能性が高いと危惧します。過去の我が国における事例を紐解いてみても、古くは長距離電話・携帯電話にしても、昨今のADSL・FTTHにしても、競争が激しくなった時期・地域を境にサービス品質の向上、サービス提供価格の低下、ネットワークの高度化が実現しています。逆に言えば、競争の無いところには、価格の低廉やサービスの向上が無いことは、NTTの固定電話の基本料がこの数十年、全く値下げされていないことから明らかです。</p> <p>にも関わらず、インフラの構築とサービスの提供だけは独占的事業者が1方式のみで行う、という主張には、反対せざるを得ません。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	みやま市
-------	------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	7
	意見提出者	福岡県
	提出された 意見内容 (該当部分)	情報通信基盤整備を推進する自治体への積極的な支援策を創設すべき
上記の意見内容に対する再意見	<p>意見番号7と同意見</p> <p>みやま市においては、ADSL については利用可能ですが、実質的には電話線の長さが短い地域での利用に限られます。</p> <p>そのため、住民からの意見が強い光ファイバーのサービス提供の要望を、電気通信事業者に提出し光ファイバー通信網の整備について、地元(市)としての意見を述べています。しかしながら、事業者からの返答は、企業として採算面から難しいとの返事であります。</p> <p>近隣の市は、すでに光ファイバーのサービスを受けている状況ですから、他市に比べ通信格差があるといわざるを得ません。</p> <p>民間事業者の参入を促す施策や、整備推進の為の地元自治体への積極的な支援策を求めます。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	日本電業工作株式会社
-------	------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 92
	意見提出者	電子情報通信学会 規格調査会
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. ワイヤレスブロードバンドの適用を考慮すべきである と考える。1無線基地局が多数の加入者を収容可能であ ることからワイヤレスブロードバンドの適用が効果的であ り、各加入者宅への支線系配線が不要となり、投資コスト の低減が可能となる。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTHの代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>	

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 95
	意見提出者	インテル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 「光の道」としてFTTH等とブロードバンドワイヤレスを 並列共存して整備することは必然であり、また中山間地 域以上の地域ではFTTHよりも先に整備することが望まし い。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTHの代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>	



■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 196
	意見提出者	東北インテリジェント通信株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 全家庭すべてに光を敷設することは現実的ではないと考える。光ファイバ以外にもCATVやWiMAX及びLTE等の無線技術など多種多様なアクセス手段を組み合わせ、利用者が選択できることが重要であり、費用対効果の点でも最も優れていると考える。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTHの代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 196
	意見提出者	東北インテリジェント通信株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 民間事業者にとって不採算地域であることから、引き続き民間事業者に対し自治体を通じた公的支援を行う仕組みが必要。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛成です。</p> <p>超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備は、FTTHやワイヤレスブロードバンドの最適組み合わせによる整備を行う場合においても、ますます世帯密度が低くなるため採算面での環境は厳しいものがあり、公的な支援制度が必要と考えます。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 206
	意見提出者	UQコミュニケーションズ株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 超高速ブロードバンド基盤整備のためには「光ブロードバンド」だけではなく「ワイヤレスブロードバンド」もコスト面や設備効率性等の観点から有効な手段の一つとなる。このためには広帯域な周波数が必要であることから、新たな周波数の割り当てを検討していただきたい。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速</p>	

	速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTH の代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。 また、FTTH 整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。
--	--

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 250
	意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. ブロードバンド「サービス」の提供に対し必要十分なインフラという観点から、ワイヤレスブロードバンドを含めた多様なソリューションを許容するフレキシブルな事業オプションを探求するとともに、経済的な技術手段を柔軟に適用する必要があると考える。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛成です。 ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTH の代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。 また、FTTH 整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 267
	意見提出者	KDDI 株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 効率的な基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて FTTH に限定せず WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE 等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべきです。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見に賛成です。 ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTH の代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。 また、FTTH 整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 258
	意見提出者	イーアクセス株式会社、イー・モバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 超高速ブロードバンド基盤とは、FTTHに代表される約5,000万世帯の固定ブロードバンドだけでなく、3.9世代のサービスロードマップが既に見えている1億以上を母数とした高速モバイルも視野に入れて推進を図ることが成長戦略をより有意義に導くものとする。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTHの代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 232
	意見提出者	株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 超高速ブロードバンド基盤の整備は、CATV、FTTHの有線アクセスおよびWiMAX等の無線アクセスを地理的条件等に合わせて最適に組み合わせることが、公的支援の最小化に有効であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTHの代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>	

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 238
	意見提出者	株式会社 シー・ティー・ワイ
	提出された 意見内容 (該当部分)	1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備にあたっては、FTTHだけでなく、ケーブルテレビや無線など、多様なネットワークを活用すべきと考え

		る。
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTHの代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No. 242
	意見提出者	北陸通信ネットワーク株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>1. 技術面においては、今後展開予定のLTE等次世代無線技術や展開済のDOCSIS3.0準拠のCATVの回線は、FTTHに区適する通信速度を保有するため、FTTH以外のこれらの技術も重要なインフラと考えます。</p> <p>従いまして、条件不利地域への超高速ブロードバンド環境の整備は、前述の無線技術と固定通信技術の特徴を活かし、これらの技術を組み合わせるハイブリッド形態により推進することができると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTHの代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>

■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No. 281
	意見提出者	社団法人 日本ケーブルテレビ連盟
	提出された意見内容 (該当部分)	<p>1. ③多様なネットワーク利用環境</p> <p>FTTHだけを前提とするのではなく、ケーブルテレビのネットワーク(HFC)や無線ブロードバンドなど、多彩な選択肢を検討すべきと考える。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見に賛成です。</p> <p>ますます世帯密度が低くなる超高速ブロードバンド未整備エリアにおける基盤整備を、投資規模を抑え、かつ迅速</p>

	<p>速に実現するためには、ワイヤレスブロードバンドを補完的に位置づけるのではなく、FTTH の代替手段として積極的な組み合わせを行うことが望ましいと考えます。</p> <p>また、FTTH 整備の次の段階でワイヤレスブロードバンドの検討・整備を行うのではなく、同時並行して整備開始を行うことが、未整備エリア解消を早期に実現できるものと考えます。</p>
--	---

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	富士通株式会社
-------	---------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.250
	意見提出者	一般社団法人 情報通信ネットワーク産業協会
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・超高速ブロードバンド基盤について、政府は柔軟な政策展開を行うべきと考えます。</li> <li>・超高速ブロードバンドの利用率向上のためには、医療・教育・行政サービス等を充実させることが重要であり、政策的誘導措置として国民にサービス加入等へのインセンティブを与えることも有効であると考えます。</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見	<p>当該意見に賛同致します。</p> <p>日本のICTインフラの充実や、ICT利活用の拡大・深化によって、産業や国民生活の健全な発展を実現するため、引き続き建設的な議論が進められることを期待致します。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・269</li> <li>・279、280</li> </ul>
	意見提出者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社</li> <li>・東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社</li> </ul>
	提出された意見内容 (該当部分)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 超高速ブロードバンド基盤の未整備エリア(約10%の世帯)における基盤整備の在り方についてどのように考えるか。</li> <li>2. 超高速ブロードバンドの利用率(約30%)を向上させるためには、低廉な料金で利用可能となるように、事業者間の公正競争を一層活性化することが適当と考えられるが、NTTの組織形態の在り方も含め、この点についてどのように考えるか。</li> </ol> <p>の全体について</p>
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本の借金が 900 兆円を超えた今、NTT 各社が要望する公的資金の投入は可能な限り避けていただきたいです。また、光回線の利用率が向上しないのは、アクセス回線のように毎月の出費となるランニングコストは一般家庭からすると1円でも安い方が良く、光回線が ADSL より安ければ、品質が良く容量も多い光回線への移行が加速することは間違いないと思います。その点で、ソフトバンク案について、本当に実現可能か十分検討の上、前向きに進めていってほしいと考えています。</li> <li>・ さらに、料金を安くするためには事業者間で競争原理を働かせるしかないと思います。しかしながら、アクセス部分は特に、NTT が既得権益を行使し独占し過ぎており、ますます、その占める割合が増えていっている現状を考えますと、分社化するのも仕方がないのではとあってしまいます。分社化については、NTT という名がつかないフェアな会社にして、NTT の社員のみならず、NTT 以外の通信事業者等から人を募ることも重要と考えます。</li> <li>・ 諸外国との比較の記述もありますが、諸外国をいろいろと見てきて、一番重要なのは『教育』と確信しています。資源が乏しい日本が今も世界的に高いポジションにい</li> </ul>	

るのも、教育、特に技術を伸ばす教育が継続的に実施されてきたからで、素晴らしく誇るべきことと思います。しかしながら、最近では、新興国の発展には目を見張るものがあり、日本が世界の中で今のポジションを継続するためには、諸事情を考慮すると、技術に依存するしかないと思っています。その技術に関する教育を育む上で、学校における人による教育はもちろんのこと、環境の整備はやはり不可欠と考えます。技術に依存するからには、最先端の情報がいつでも得られる環境(プラットフォーム)が整っていることは必要最低条件と思います。

最後に、本当の意味のパラダイムシフトは既得権益を守っていては実現し得ないですし、諸外国に日本が倣うのではなく、常に先を行く技術の変化を追求していかなければならないと思います。その点でも、今回のような意見募集は意義があることであり、今後、より広範な議論になることを望みます。



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	富士ゼロックス株式会社
-------	-------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

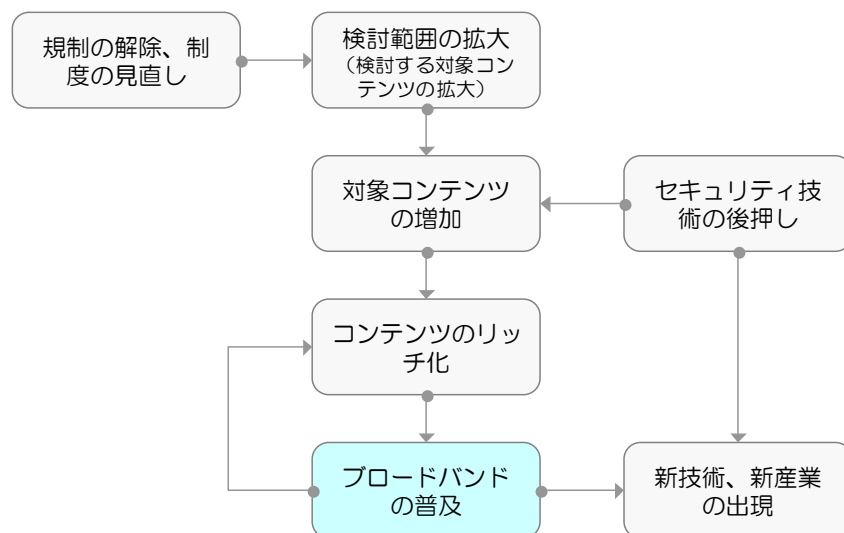
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	No. 256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	3. ブロードバンドの利用促進 (30%→100%) ..... とりわけ、諸外国と比較して利用が進んでいない電子政府、教育、医療等において、政府自らが率先して ICT の積極的な利活用に取り組み、ICT の活用を促進する省庁横断的な取り組みによる規制改革を断行することが必須であり、.....
上記の意見内容に対する再意見	<p>① 公共機関が率先してブロードバンドの利活用を進めることに同調します。</p> <p>② 通信関連だけでなく、回線を流通するコンテンツに関する議論を希望します。</p> <p>※詳細は別紙-1 を参照願います。</p>	

上述の通り、NTT 殿は、公共機関の積極的なブロードバンドの利活用を提唱しており、このことは、『「光の道」構想実現に向けて』の基本的方向性においても、原則3で克明に記述されています。

民間企業では、一般に市場のセグメントを実施し、特定の顧客を絞り込むことで自社の財・サービスを提供していますが、公共サービスにおいては、あらゆる国民層に合致したサービスの在り方を検討する必要があるだけでなく、個人情報等機微な内容を含む膨大な蓄積情報があるため、セキュリティへの配慮も欠かせません。

そのため、公共機関が積極的にブロードバンドを利活用することは、そのニーズを満たすために、ユーザーフレンドリーなインターフェース、デバイス機器、場所を問わないユビキタスな環境の構築、セキュリティの確保など技術的にも幅広いイノベーションが要求され市場が活性化されます。

その際、通信技術に焦点を当てるだけでなく、デジタルコンテンツの充実、セキュリティの確保に加え、イノベーションやコンテンツの活用を制限する各制度、規制の見直しを三位一体で推進することが必要と考えます。なぜならブロードバンド普及のシナリオは概ね下図のようになると想定され、規制・制度の見直しから対象情報の拡大が導かれ、ブロードバンド上を流通するコンテンツのリッチ化が進むと考えるためです。



例えば医療分野では、様々な有識者の方々が議論を重ね、制度上の問題はほぼ顕在化しているように思います。中でも地域連携医療の問題は重要ですが、この問題の解決には、医療機関に集められた情報は、その所有者が患者であるという視点から患者自身が閲覧できる仕組みが必要です。そのためには、あらゆる患者情報（カ

ルテに限らず) の一元化と他の医療機関で利用できる環境整備が必要なことは明確ですが、そのための制度を推進する強いリーダーシップが最も重要と思います。

また、教育分野においては、「校務」の煩雑さが教職員の時間を制約し、肝心の「教務」に割く時間を奪っている現状があり、このことが質の高い教育を実現するうえで妨げになっています。

校務のシステム化を地域一体で SaaS、PaaS を活用しながら安価に進めることができれば、一気に質の高い教務を支える教材の開発や、ベストプラクティスの展開といったコンテンツ産業が開花することになり、市場のリッチコンテンツ化が進みます。そこにブロードバンド普及の必然性が生まれることになろうかと思います。

行政サービスの分野では、企業の官公庁に対する提出書類の電子化はまだまだ進行していません。小さな企業ではシステム的な仕組みの構築は経費的にハードルが高く、電子化が進展しない要因にもなっています。コンビニエンスストアを民と官の架け橋的存在にすることで、住民票の出力といった住民向けサービスが一部実施されてはおりますが、今後、申請・提出といった領域までサービスを拡大していくにあたっては、住民票サービスと同様に、民間の保有するインフラの利用を積極的に検討していくことで、早期のサービス実現が可能になると考えております。

また、国民と公共機関は、申請や届出等の提出書類で結ばれていますが、電子申請の普及のみを考察するのではなく、紙でも電子でも国民は意識することなく、結果的にデジタルコンテンツとして蓄積されていく仕組み作りの方が、普及面でも技術革新面でもメリットが大きいと考えます。結果として同じイメージ等の膨大なデジタルデータを、ブロードバンドを介して共有できることになり、国民にとって公共機関が身近になるうえに、証憑をベースに国民の権利を保護する仕組みが出来上がります。

つまり、国民にとっても企業にとっても、公共機関が保有している過去・現在の膨大な情報がデジタル化されることで、効率的な流通を促進し情報の利活用といった新規市場が形成されることにも繋がることになると思います。

以上は一例ですが、今後のご議論の中では、現場のシーンを考慮した具体的な議論からの確かな施策に落としていただくことを希望します。

また、各分野において府省別に様々な議論が展開されていると思いますが、今回の事業を今までの議論、調査、研究を集約させる柱として位置づけ、ベクトルの統一を図っていく必要もあると思います。

そのためには、将来日本は世界やアジアの中の一員として何を生業にして食べていくのか、例えば、「デジタルコンテンツのハンドリング能力、セキュリティ技術、幅広いユーザー層へのサービス提供力を確立し、アジアのコンテンツ HUB を目指す。さらに、国内で培ったインフラ整備技術・コンテンツハンドリング技術を海外へ展開していくことで、次世代の輸出産業を形成していく。」といったビジョンを、産業構造の段階的シフト、雇用の流動性、セーフティネットの構築、必要な人材の教育方針等とあわせて確立していくご議論をお願いします。

『「光の道」構想』の具現化にあたっては、インフラ基盤の整備の必然性を後押しする、基盤上でハンドリングされるコンテンツの充実化とそれを支える制度・仕組みの見直しも重要であると理解しております。

弊社の提言もご参考といただければ幸いです。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		現在の生活において、ブロードバンド経由の情報へのアクセスは不可欠になっております。この現状に加え、情報量の増加は爆発的になっております。 今回の「光の道」構想は時代の流れの中で、ソフトバンクグループが考えているように「新しい人権」とする位置づけは大変に意義深いものと思います。 しかし、「光の道」＝「光アクセス回線」と考えず、幅広いブロードバンド技術の選択も視野に入れる必要があると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在のわが国の財政状況を鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのでは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な設備スキームを優先的に模索する事が必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		このソフトバンクグループの意見には賛成です。現状の財政状況は最悪のシナリオへ進んでいるように思われます。この様な財政状況下で、民間主導の模索は当然の事と考えます。今回の各地方自治体の意見書には IRU 方式における財政圧迫の発言が多く見られる事も現実を反映した意見として真摯に受止める事が必要です。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立する事が最も合理的であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見		NTT のアクセス部門の分離・分割に関しては原則賛成を

		<p>致します。しかしながら、アクセス回線会社が新しい独占とこの事による技術競争の低迷は避けなければなりません。既に、米国では失敗例が報告されており「米国商工会議所」「米国電気通信協会」が意見書内にて警鐘しております。</p> <p>技術的な競争力を維持する為に、光アクセス回線だけでなく無線ネットワーク、衛星利用のアクセス等々、将来の技術も視野に入れ、幅広い技術競争の土壌を育成するような施策を検討すべきと考えます。</p> <p>以上を考えると、過疎地等においては、無線ネットワークの利用等々、柔軟な対応を模索して、100%の光アクセス基盤の設置に関しては再考の必要性を感じます。</p> <p>「光の道」＝「光アクセス回線」でなく、幅広い技術競争による「より快適な高速ブロードバンド環境」を将来共に期待しております。</p>
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	<p>料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活発化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>料金の低廉化は重要なファクタである事は確かと考えます。また、サービス・アプリケーション市場の活性化にも大いに有益と考えております。しかしながら、高速ブロードバンドサービスを利用する為の情報リテラシーの不足が利用率の向上を押下げている現状を打開する為の施策も必要と思われれます。「どうしても使用したい環境」と「気楽に使用する為のリテラシー」の両輪が必要と考えます。</p>
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	<p>今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっていないとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>このソフトバンクグループの発言には賛成を致します。しかしながら、意見ないし議論が行政機関で吟味されているか懐疑的な意見も多数あるように思われれます。このような懐疑的意見を払拭する為にも、よりオープンな情報公開を期待しております。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	超高速ブロードバンド基盤の未整備エリアにおける基盤整備のあり方について
上記の意見内容に対する再意見	<p>ソフトバンクのグループ各社が提出されている超高速ブロードバンド基盤の整備のあり方に賛成します。</p> <p>「基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラ」という考え方に賛同し、また当然整備されるべきと考えます。</p> <p>高齢化社会から来る高齢者の孤独死の問題との関係、数としてはどれだけ多いかわかりませんが、地域間格差やリテラシーによるデジタルデバイドの問題などを解消する意味で、これは民間だけでなく、国単位で進めるべき問題だと思えます。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ソフトバンク・プレイヤーズ株式会社
-------	-------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見に賛同致します。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。
	上記の意見内容に対する再意見	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ファーストサーバ株式会社
-------	--------------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離(完全分社化)を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公正な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>上記意見に賛同します。</p> <p>超高速ブロードバンドの利用率向上を妨げている要因として、利用料金の高止まり、もしくはユーザーニーズに合った魅力あるサービスの欠如が挙げられていますが、そのどちらも競争原理を実現すれば自ずと解消されると考えられます。</p> <p>まず、利用料金の高止まり解消については、多数の接続事業者が参入できる環境を整え、公正な競争環境を実現することで低廉化が図れると思われれます。</p> <p>また、多数の事業者が安価な料金で光ブロードバンド市場に参入できれば、それに伴ってCP各社のビジネスチャンスが広がり、多様なコンテンツサービスが提供されることが期待できます。</p>	

現状のように NTT 東西殿が光ブロードバンド市場を寡占している状況では、競争原理に基づいたユーザーメリットの実現は困難を極めると言えます。

公正な競争環境の実現のため、NTT 東西殿を構造分離し、すべての接続事業者が平等にアクセス網を利用できれば、安価な利用料金と多様なコンテンツサービスが揃うこととなり、超高速ブロードバンドの利用は向上するものと考えます。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	東北インテリジェント通信株式会社
-------	------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	185
	意見提出者	社団法人テレコムサービス協会
	提出された意見内容(該当部分)	アクセス回線のブロードバンド化について、光アクセスだけにこだわらず、無線アクセスやCATV回線の活用も考えるべき。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された意見内容(該当部分)	固定アクセス・無線アクセスのハイブリッドでの基盤整備を前提に、様々なアクセス手段から、地域事情や地理的条件に合った最も効率的に整備できるものを選択することで、基盤整備に係る投資の最小化が図られる。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	243
	意見提出者	株式会社ジュピターテレコム
	提出された意見内容(該当部分)	「光の道」構想は、FTTHだけではなく、HFC や無線など、多様なネットワークによる公正な設備競争を軸とし、適切なサービス競争を組み合わせるべき。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	256
	意見提出者	日本電信電話株式会社
	提出された意見内容(該当部分)	従来から、光に限らず、CATVや無線ブロードバンドなどの中から住民ニーズを踏まえて最適な技術で基盤整備が行われてきており、引き続き同様の考え方で進めることが適切。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された意見内容(該当部分)	効率的に基盤整備を進めるためには、対象エリアの状況に応じて、FTTHに限定せず、WiMAX、CATV、ブロードバンド携帯電話(LTE等)などを含め民間の多様な技術の中から最適なものを活用すべき。
上記の意見内容に対する再意見	上記意見等をはじめとする、未整備エリアの整備対象をFTTHに限定すべきでないとする意見に賛同いたします。FTTH以外にもCATVやWiMAX及びLTE等の無線技術など多種多様なアクセス手段を組み合わせ、利用者が選択できることが重要であり、費用対効果の点でも最も優れていると考えます。	

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>超高速ブロードバンドの利用率の向上にあたっては、設備競争とサービス競争の両立を基本としつつ、事業者間競争を活性化させていくことが必須であると考えます。その前提のもと、利用率向上策の実施や公正競争環境の確保を図っていくことが必要と考えます。</p> <p>独占的なブロードバンド基盤の提供主体を設けることは、これまで地域に根付いて基盤整備や利用率向上に尽力してきた地域系事業者やCATV事業者を撤退に追い込むとともに、設備投資インセンティブや技術イノベーションを阻害し、ひいては消費者の選択肢を狭めることになる等、競争環境や情報通信市場全体に極めて深刻な影響を及ぼすため実施すべきではないと考えます。</p>
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	241
	意見提出者	多摩大学情報社会学研究所
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>・アクセス競争がなくなる</p> <p>現存する地域系電力会社、CATV 会社によるアクセスサービスが、「国主導」で強制設置される NTT のアクセス会社に対抗できるとは考えられず、競争状態は事実上存在しなくなる。彼らの多くが市場から退出するとなれば、競争環境は事実上崩壊し、利用者にとっても事業者にとっても不幸な事態となりかねない。これは、大きなマイナスと考えられる。</p>
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	243
	意見提出者	株式会社ジュピターテレコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>① 設備競争によるインフラ設備の技術革新とそれによるコスト削減、機能増強(増速や機能追加等)</p> <p>② サービス競争による多種多様なサービスの開発及び質の向上</p> <p>上記 2 点は、健全な競争環境を通じて、国民に対して魅力ある超高速ブロードバンドサービスの低廉な料金での提供を行ううえで、必要不可欠と考える。</p> <p>設備競争が実施されない状態では、インフラの技術革新や、普及に対するインセンティブが働かず、新たなインフラ技術を利用した、多種多様なサービスの開発も行われない。</p> <p>設備競争とサービス競争はあくまで両輪として、促進されるべきであり、そのためにも新たな独占形態になりかねないインフラ整備の特定一社対応は行わず、市場に対応をゆだねるべきである。</p>
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	267
	意見提出者	KDDI株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	ブロードバンドアクセスの未整備エリアを解消する目的のために、設備競争を後退させるような政策を行うことは、これまでの競争政策の成果を帳消しにし、ユーザーの利

		益を損なうおそれがあると言わざるを得ません。「光の道」の実現においては、これまでの設備競争を導入した成果を否定することなく、一層の競争促進策により、サービス多様化、料金の低廉化を図ることを基本とすべき。
上記の意見内容に対する再意見		上記意見等をはじめとする、設備競争の重要性・必要性に関する意見に賛同いたします。 設備競争を否定することは、結果として、「技術イノベーションの阻害」、「インフラの脆弱化」を生じさせる恐れがあることから、設備競争を後退させる政策は行うべきでは無いと考えます。

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	215
	意見提出者	株式会社STNet
	提出された意見内容 (該当部分)	(光の道整備とNTT経営形態議論の分離) NTT経営形態のあり方については、光の道整備のためにNTT組織を変更するのではなく、わが国の通信分野における公正な競争状況の確保の観点から検討すべきものです。経済合理性の名の下で再統合を推し進めた場合には、公正な競争が行われなくなり、競争事業者が相次いで退出する事態を招き、最終的には利用者がより良いサービスを受ける機会を失うとともに、中長期的な成長を阻害する結果を招きかねません。 したがってNTT経営形態の議論については、光の道整備の議論とは切り離し、冷静な議論をしていただくよう要望します。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	224
	意見提出者	株式会社ケイ・オプティコム
	提出された意見内容 (該当部分)	NTTの組織形態についても、公正競争環境の確保、市場支配力行使の抑止の観点から検討するべきであって、「光の道」整備そのものと関連づけるべきものでないと考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	241
	意見提出者	多摩大学情報社会学研究所
	提出された意見内容 (該当部分)	1. NTTの組織再編と「料金の低廉化」、「残り10%の光化」の関係には疑問  競争の促進とNTTの組織形態とに一定の関連性があることは理解できるが、「低廉な料金で利用可能となる」ことが、伝えられるような「NTT東西からのアクセス分離・メタル移行の(強制)推進」で実現されるかは大いに疑問である。逆説的にいえば、メタル移行が本当に税金をかけずに、NTTの内部費用の振替で可能であれば、NTTはアクセスを分離しなくても当然そうするだろう。しかし、その場合も、NTTの市場支配力が強ければ、民間市場での料金値下げのインセンティブは発生しないから、料金の低

		廉化は直ちに起こるとは思えない。
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見等をはじめとする、「光の道整備」と「NTT組織形態議論」の関連性についての意見に賛同いたします。</p> <p>タスクフォースの場においては、わが国の通信分野における公正な競争状況の確保の観点からの検討が必要であり、NTT組織形態議論については、別の場で検討すべきと考えます。</p>

#### ■その他

前回の弊社意見の中でも申し上げたように、「光の道」構想については事業者だけでなく広く国民のコンセンサスを得た上で検討を進めることが重要であると考えます。しかしながら、今回の再意見募集方法では、提出された膨大な意見全てに目を通し意見提出することは特に個人において非常に困難かと思われます。総務省殿において意見を集約してから再意見募集を行うなど、より国民から意見提出しやすい対応を要望いたします。また今後もタスクフォースの議論が公開され、意見提出の機会が設けられるよう要望いたします。

以上

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.29
	意見提出者	個人
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>今の社会情勢で通信事業がいかに大切かということは何れでも感じていることと思います。</p> <p>山間の会社で国からの介入なしにした方がいいという意見もありますが、私はまず国が中心になって進めて行くべきだと思います。</p> <p>NTTドコモは今もって年老いた父の住む地域には携帯電話の電波が入りません。</p> <p>それに比べて国が進めているケーブルテレビは、私たちの住んでいる町よりも早く普及し、老後の楽しみであるテレビを身体を休めるのと同時に憩いの時間としてゆったりと過ごしています。これが、民間ならば、まず街から始めて、効率の悪い山間地域などは最後になることでしょう。</p> <p>国が率先して始め、民間がそれに参加して価格競争を行い、よりよいサービスを行うことで国の価格も下げざるを得なくなると思います。</p> <p>そうすることで、一般国民には安く快適なものを手に入れることが出来ると思います。</p> <p>田舎に年老いた両親を残し街で働いている息子や娘にとって、やはり両親の健康と安全は常に心の片隅から離れない問題だと思います。</p> <p>光通信を網羅し、発展させることによりその不安や心配を少しでも少なくしてくれたらいいと思います。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記意見に概ね賛成です。</p> <p>国からの介入なしでという点については、迅速にカバー地域を増やし、自由な価格・サービスの競争を進めるには、やはり民間企業の利点を活かすべきと思います。</p> <p>そのため、国が中心となつてと言うよりは、まず現状NTTが独占している枠組を分離して、地域平等にインフラが整備されサービスが活用されるようサポートという形でできないものかと思います。</p>

	<p>私の祖父母も、ADSLを引こうとしたところ家の造り上引けず、現在もインターネットを使っておりません。</p> <p>もしインターネットがあれば普段のコミュニケーションはもちろん、家で栽培した野菜を販売したり活用方法はあると思いますが、遠方に住んでいるためサポートも仕切れずもどかしい思いをしています。</p> <p>インターネットや新しいサービスを使って、どんな場所においても生活が豊かになる社会を支持します。</p>
--	--



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	公的資金を投入することなしに光アクセス基盤 100%整備 が実現可能。
上記の意見内容に対する再意見		賛成します。自分の子供が国の借金で苦しむと思うと辛い です。次世代の負担を増やさず、光アクセス基盤 100%整 備を実現して欲しいです。
「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	提出された 意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現 が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金 が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果によ り、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されま す。
上記の意見内容に対する再意見		賛成です。集合住宅では、NTTが提供している光ブロー ドバンドの数分の一で他社の光ブロードバンド環境を使え ております。集合住宅一括契約という点以外にも、サービ ス提供業者間の競争で低価格が実現されたと思います。

。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>【ア. 光アクセス基盤の整備の在り方】</p> <p>&lt;17～20行目&gt;</p> <p>東日本電信電話株式会社殿及び西日本電信電話株式会社殿(以下、「NTT 東西」という。)のアクセス回線部門を構造的に分離した民間の整備・運営会社(以下、「アクセス回線会社」という。)を新たに設立し、そのアクセス回線会社が光アクセス基盤 100%整備の主体を担います。</p> <p>&lt;28～33行目&gt;</p> <p>(1) アクセス回線会社の設立</p> <p>現在の世帯カバー率 90%である超高速ブロードバンド基盤の大部分が NTT 東西殿の設備により構築されていること、また、国家としての基盤インフラ整備という大事に当たり、経験豊富な NTT 社員の能力を最大限活用すべきであること等から、NTT 東西殿のアクセス部門を整備主体として、アクセス回線会社を設立することが最も合理的であると考えます。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>上記の意見に賛成します。</p> <p>地域格差の解消はわが国の重要な課題であると思いますが、現在の NTT 東西の事業の枠組みのままだと採算性や競争原理などの営利判断に阻まれてこの先も短期間で過疎地まで普及させることはままならないのではないかと感じています。一方で、NTT 東西以外での企業が独自に全国レベルの光回線整備を行うことが可能かという、それも不可能だと思えます。</p> <p>公共サービスや教育、医療など、ネットを使った便利なサービスはすでに色々なものが出てきている昨今ですが、ネット回線の提供エリアの問題でその恩恵に授けられない人が多いです。また、そういった土地から住民が離れたり、転入しなくなることも懸念されます。一日も早いブロードバンド地域格差の解消を検討いただきたいと思います。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見		以下に例示される、ケーブルテレビ事業者からの意見一般について
	意見番号	No.10
	意見提出者	三原テレビ放送株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	10%というのは、条件不利地域と思われるが、そもそも全国には条件不利地域が多数存在する。 そういう中で、リスクを取り基盤整備を進めた自治体やケーブルテレビ事業者が地道に地域の情報化に取り組んできたことに目を向けるべきで、現存する未整備エリアはNTTに全てを背負わすのではなく、その市町の自助努力で解決するべきである。
	意見番号	No.22
	意見提出者	株式会社全関西ケーブルテレビジョン
	提出された意見内容 (該当部分)	・弊社は地上デジタル化に伴う難視聴地域解消のため、公設民営方式で地方自治体とIRU契約を結びケーブルテレビの運営を行っている。 [省略] 初期費用だけでなく、運営の負担も軽くなるように恒久的な支援策を打ち出して欲しい。
	意見番号	No.103
	意見提出者	Kビジョン株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	地域のブロードバンドの設備については、CATV各社・大手通信キャリア・電力系事業者等が、地域のニーズを見極めた上で整備を進めており、コスト効率性を考えても、このような従来の枠組みを生かして進めていけばよいのではないかと。
意見番号	No.105	
意見提出者	株式会社アイ・キャン	
提出された意見内容 (該当部分)	・仮にNTT東西からアクセス設備を切り離して設立されたNTT光アクセス会社が、NTT光未整備エリアにおいて、コスト効率性を度外視し、ユニバーサルサービスとして光アクセスを構築し事業展開するとすれば、NTTが投資効率等を考慮して光を整備しないエリア等に、補助金等のスキームも活用しながら独自にインフラ整備を行ってきた当社への影響は計り知れません。	

	意見番号	No.112
	意見提出者	株式会社五島テレビ
	提出された意見内容 (該当部分)	我々がサービスを行っている五島市では、民間事業者によるブロードバンドサービスの提供が採算性の観点から難しいと聞いており、行政、住民、事業者が三位一体となり、補助金も活用しつつ地域の情報化に取り組んでいます。
	意見番号	No.203
	意見提出者	伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	CATV 会社はこれまで地域の情報通信インフラに関し、設備構築リスクを受け入れながら提供してきた。その結果、地域に根ざし、地域に受け入れられ、地域に必要不可欠な存在となっている。しかしながら現時点での構想内容はこういった事業者に対する配慮が欠けているのではないかと考える。
上記の意見内容に対する再意見		<p>地域密着の名の下に地方 TV 局の事業を保護する結果、都市・地方間の情報格差を拡大させた地上波の反省を活かすべき。</p> <p>地方型の CATV 事業者は第三セクター形式や地方型難視聴地域対策としての共聴設備への補助金という形で主に地方自治体から資金援助を受けており、それが参入障壁となって、その地域内ではほぼ独占的に事業を展開している。その結果、以下のような弊害が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業効率化に向けた事業者間の統廃合圧が弱く、事業者が細分化されたままなのでサービス競争が促進されず、効率の悪い事業形態となっている。</li> <li>・情報インフラに地域格差が生ずる。</li> <li>・公的性質の高いユニバーサルサービスとしての電話網とは全く別設備であることも多く、不効率な公的設備投資が行われている。</li> <li>・「地方密着型」を盾に、ルーラルのブロードバンド化を求める地方の住民の意志と乖離した意見を公の場で述べる事業者がいる。</li> </ul> <p>そして上記事業者が求めるような、単純な補助金増額や CATV 事業者の事業保護の視点での政策はこれらの弊害を拡大することから、誤りであると考えます。</p> <p>以上をふまえると現状の CATV の狭い範囲に最適化された事業形態は補助金や税金の投資効率が悪い。全国レベルでの最適化という視点で見直す必要がある。光の道の趣旨は現状の CATV 事業の保護ではなくユーザ視点で、ICT の利用率を向上させることだ。</p> <p>公的な負担にて運用されている CATV の事業形態を国家の視点で見直すことは当然の政策手段であって、それを実施することは地域の ICT 利用を活性化させ、情報格差</p>

	を是正し、公的な資金の設備投資効率を向上させることに資すると考える。
--	------------------------------------

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>&lt;抜粋&gt;</p> <p>弊社共の提案は、電子教育、電子医療、電子行政等の 公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に 関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを經由して、 全ての世帯において無料で利用可能とするものです。</p> <p>すなわち、全世帯へのWi-Fi機能付きアダプタの設 置、及び電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービ スの利用環境整備により、2015年の「光の道」整備ととも に、有料・無料を含め光ブロードバンドのアダプシオン 100%が達成されることとなります。</p>
上記の意見内容に対する再意見		<p>光BB契約の有無に関らず、公的サービスが無料で利用 できるというのは有意義なことだと思います。</p> <p>全国民が等しく最先端の情報通信技術を楽しむ環境 を構築することができれば、それは大変素晴らしいことだ と思います。</p> <p>また、ソフトバンクが掲げる「光BBをメタルBBと同じ低価 格で提供」という箇所は是非実現して頂きたいと思いま す。</p> <p>私の家にも光は通っていますが、通信速度があまり飛躍 的に変わらないことと月額が高価なことから、安価なAD SLを利用しています。</p> <p>しかし、これがメタル回線を撤廃できない理由の一端にな っているのなら、是非価格を下げることで光BBを普及し て頂きたいと思います(昔のYahooBBがADSLの値段 を下げたように)。また、メタル回線を撤廃することで、メン テナンスコストが抑えられるのであれば、それはそれでと ても有意義だと思います。</p> <p>しかも、この光の道構想を実現するには税金をかけない でまずは行えるということが重要です。国民に負担を強い ることなく、国民に今以上の利便性やサービスを提供でき るのであれば、是非挑戦してみるべきだと思います。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	テレック株式会社
-------	----------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(5)アクセス回線の資金調達 弊社共試算において、アクセス回線会社はメタル回線保 全費や営業費の削減によって、初年度から営業黒字とな る会社で、未整備エリア整備完了後の6年目には年間約 4,500億円のフリーキャッシュフローを生み出します。 光アクセス基盤100%整備に要する設備投資額2.5兆円の うち2.2兆円を社債により調達することを想定していますが、 上記のようなフリーキャッシュフローを創出可能であるこ とから民間での資金調達は十分に可能と考えています。 以上のことから、アクセス回線会社においては、公的資金 を投入することなしに光アクセス基盤100%整備が実現可 能であり、このことが、弊社共提案の最大のポイントにな ります。</p> <p>③メタルと光回線の二重投資は無駄。メタル回線を早期 に撤退すべき。</p>
上記の意見内容に対する再意見	<p>この意見に賛成します。 「光の道」構想を実現するには、これを推進する強力な実 行力を必要とします。2006年3月携帯電話会社「ボー ダフォン」を1兆7500億円という前代未聞の巨額な金 額で買収し、かつレバレッジドバイアウトという斬新な 方法によって資金調達を成し遂げ、その後今日まで大 きく成長させたソフトバンクであるからこそ実現させる事 が出来るものと思います。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB
	提出された 意見内容 (該当部分)	ア. 光アクセス基盤整備のあり方
上記の意見内容に対する再意見	通信料の公平な競争にもとづいて、我々国民(利用者)が、通信サービスを利用できるよう情報インフラのあり方について公開討論を行ってほしい。なぜ、メタルと光回線の2重投資を行うのか？光回線に集中投資した場合は投資効率はどうなのか？オープンな議論を願う。	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	199
	意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	提出された 意見内容 (該当部分)	No.199  ソフトバンク殿は、全国一律で効率的なインフラ整備 を推進するアクセス回線会社であれば採算性は確保可 能とし、光回線は月額1,400円で提供可能と主張されて いますが、このような非現実的かつ不十分な試算に基 づく政策判断は是非とも回避
上記の意見内容に対する再意見	上記、見解は一方的で非合理的である。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクテレコム、ソフトバンクモバイル
	提出された 意見内容 (該当部分)	「アクセス回線会社の設立」の「設立とメタル回線の撤去」について
上記の意見内容に対する再意見	<p>「アクセス回線会社の設立」</p> <p>現代日本は先進国である以上、社会基盤の整備をNTTのみが進めるにことは既に終了しているのではないだろうか。また、光設備以外の多種の設備を持つ会社が、光設備の早期普及(他の設備が無駄になっていくこと)を拒むことも当然と思える。</p> <p>光回線を早期普及するならば、この部分を分離するほうが、適切かつ合理的ではないだろうか。誰もが将来に渡り、光回線は一部利用のみで、メタル回線で良いとは考えてないし、必要なら明日でも欲しい人々は多数存在するのではないだろうか。</p> <p>「アクセス回線会社の設立」が、安く早く普及することを一義の目的とするならば、賛同したい。</p> <p>「メタル回線の撤去」</p> <p>メタル回線は単なる金属である以上、光ファイバーと比べて、保守費用は高額になりえるのではないだろうか。メタルへの収容および帯域は、近年の高速かつ多数接続のネット社会には全く不向きと思える。光回線・設備の進歩は目覚しく、高価で大きく、扱いにくい、という時代は終わり、低廉、小型、簡便な扱い、かつ安価になってきたと思う。光回線はネット社会向けに構築され、かつ、多種のサービスも考慮されているものと理解している。</p> <p>将来的なネット社会を考慮すると、多様な利用に対応できる光回線への移行を早期に進め、同時に、不要なメタル回線の撤去を進めることは必然の流れと思える。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No.269
	意見提出者	ソフトバンク BB(株), ソフトバンクテレコム(株)、ソフトバンク モバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	まだ国民に十分開かれた議論にはなっているとは言え ず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。
上記の意見内容に対する再意見	上記の意見に賛成します。国民に開かれた議論、活発な 議論を推進すべく、インターネット等を活用した公開討論 などを行っていくべきだと思います。そして、もっと国民の 声を取り入れた構想になることを願います。今現在、この ような構想があること自体、どれだけの国民が認識して いるのか疑問です。以上、よろしく願いいたします。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤を 100%敷設するとともに、光回線と比して割高な維持費を発生させているメタル回線を 100%撤去すること、すなわち、ネットワークコストの二重構造を完全に廃し、トータルの維持費を大幅に削減することにあります。
上記の意見内容に対する再意見	<p>通信インフラは今後の通信量の増大に備えていち早く着手すべき点であり、5 年後、10 年後に日本語情報先進国としての位置を確立するには必須であると考えます。『今は間に合ってるから』は全てを手遅れにします。その考え方によりアジア圏の国々に遅れを取り始めているのは事実です。</p> <p>情報道路の高速化は地方にも大きな恩恵をもたらし、新たな産業の出現の可能性も秘めております。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	No. 269
	意見提出者	ソフトバンクBB(株) ソフトバンクテレコム(株) ソフトバンクモバイル(株)
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>前述のとおり、有料の光ブロードバンド利用率向上のためには、競争による料金の低廉化、並びに魅力的なサービスやアプリケーションの登場が必要ですが、このいずれもがNTT東西殿の構造分離（完全分社化）を実現することで達成可能であると考えます。</p> <p>まず、構造分離を実現することで、NTT東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粹に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL以下になるものと想定しています。</p> <p>加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。</p> <p>すなわち、NTT東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。</p> <p>逆に、仮に構造分離を行わないままでメタル回線撤去を行い、光アクセス基盤100%整備を推進した場合、NTT東西殿のアクセス回線部門は大幅な黒字状態となり、その利益をサービス部門に還元することで、既にNTT東西殿の独占的状态となっている市場環境（NTT東西殿の光サービスシェアは74.4%（総務省「電気通信サ</p>

		<p>ービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成21年度第4四半期（3月末））」より）をさらに悪化させることとなります。</p> <p>このような状況が容易に想定される中、構造分離を伴わない「光の道」整備が進められることは、接続事業者としては全くもって許容出来ないものとなり、その場合、メタル回線の撤去についても反対せざる得ないこととなります。</p> <p>また、NTTグループ各社の各市場におけるマーケットシェアを見れば明らかなように、仮にアクセス網の構造分離を行ったとしても、各社の市場支配的事業者としての優位性がそのまま残置されることとなり、グループドミナンスが競争環境に影響を及ぼす構図は解消されません。従って、グループドミナンスの問題も含め、真に公正な競争環境を整備するためには、NTTグループ各社の完全な資本分離といった措置も併せて実施する必要があるものと考えます。</p>
<p>上記の意見内容に対する再意見</p>		<p>日本全国の住居まで隅々まで光回線を敷設することにより、そのパワフルなインフラを利用する新たなサービス、電子役場、バーチャルカルチャースクール、在宅医療診断・治療、高効率配車ネットワークシステムによる低価格タクシー等が導入され、本格的な高齢化社会を迎える日本にとって、お年寄りに優しい生活環境を提供し、老後を安全・安心に暮らせる社会インフラ整備として不可欠です。是非とも公平な観点から日本にとって最適なインフラ整備を実現していただけるよう要望いたします。</p>

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	ソフトバンク アットワーク(株)
-------	------------------

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		賛同します。 これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していきます。全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、整備されるべきものであり、国家が主導となり、全国民に公平に行き届くようにしていただく必要があると考えます。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	現在の我が国の財政状況に鑑みれば、安易に公的資金等の投入を前提とするのは適切でなく、まずは公的資金に頼らない民間主導による効率的な整備スキームを優先的に模索することが必要と考えます。
上記の意見内容に対する再意見		賛同します。 現状の国家財政を考えると、安易な公的資金の導入は避け、民間主導による効率的な整備スキームを検討すべきです。
「光の道」構想に関する意見募集において提出された意見	提出された意見内容 (該当部分)	NTT東西殿の構造分離による公正な競争環境の実現が、事業者間の競争を活性化し、光ブロードバンドの料金が現在よりも低廉なものになり、これらの相乗効果により、有料の光ブロードバンドの利用率の向上も期待されます。
上記の意見内容に対する再意見		賛同します。 生活インフラですから、全国民に等しく、安価で、提供できることが前提だと考えます。大容量ブロードバンドサービ

	<p>スの提供で、NTT 社の先駆者として、圧倒的優位は、あくまでも、官業から引き継いだものであり、まずは、一旦、全国一律のサービスにするためにも、インフラ提供会社を統合し、光ブロードバンドの料金を現在よりもより低廉なものとして、提供をする必要があると考えます。</p>
--	---

※なお、「提出された意見内容(該当部分)」につきましては、他に同様の意見を行っている事業者もおられますので、そちらの引用でも構いません。



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

### ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	全般
上記の意見内容に対する再意見	<p>先日の討論についてもUstreamで拝見しました。</p> <p>今回の一連の動向についてはソフトバンクのアクションなしにここまで展開されるとは考えられません。Ustreamなどを活用して世間一般にアピールしたことが今回の意見再募集にもつながっていると思います。初回の意見収集については収拾していることすら知りませんでした。総務省のHPへのアクセス数も増えているのではないのでしょうか？</p> <p>内容についてもソフトバンクが数字を出して説明しているのに対し、NTT側からの意見が全く見えてきません。</p> <p>今回の再募集で初回の意見書を閲覧できることがわかって初めてNTTの見解を垣間見れたような気がします。</p> <p>また、NTTの組織票のような意見も多そうですね。</p> <p>個人的にはまずは、同じ土俵に立って議論していただけることが望みですが、このような状況になった今、NTTはヒールに近いポジションになるのも予想されるとなると、まず出てきてくれることはないでしょう。</p> <p>そうであれば、ソフトバンクが提案したことに対してただ、否定するだけでなく、否定するだけの根拠を示し、さらに否定したからには代替案をだすべきだと思います。</p> <p>また、総務省にはそのような討論、協議ができる場を作るアクションを望みます。</p> <p>ソフトバンクは伝えるべきこと、伝えたいことを、伝えるべくアクションを起こしました。これに対して交わすことばかりを考えているようなNTTを土俵に誘い出すことが総務省に求められていることであり、総務省がやらなければならないことではないのでしょうか？</p> <p>雑多な意見がたくさん入ってきており収拾が付かなくなることもあるかもしれませんが、PJチームでも作って一気に議論を進めて</p>	

	<p>いただけないと、だらだらと間延びしてしまうような気がしてなりません。</p> <p>ソフトバンクの肩を持つつもりはありませんが、まずは平等な立場で意見を交し合っていたいただきたいと思います。</p>
--	--

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンク BB 株式会社、ソフトバンクテレコム株式会 社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全般</li> <li>・ ア.-(4)メタル回線撤去の必要性</li> <li>・ イ.光利用率向上について</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見	<p>日本が今後世界的な競争力をつけていくためには、情報インフラの整備は必要不可欠だと思います。なので、基本的には光の道構想は、国家施策としてどんどん推進してもらいたいと思います。</p> <p>これらを徹底的に推進していくために、ソフトバンクの意見には、総論賛成します。</p> <p>特に、メタル回線を撤去して二重構造をなくし、光インフラを 100%敷設することで、維持費などのコスト削減を図るのであれば、これは実施するべきだと思います。</p> <p>また、これらの光インフラ整備が整うこと及び Wi-Fi 機能の活用により、将来的に電子教育や電子医療など公共サービスの情報化が無料で実施されるようになることは、素晴らしいことだと思います。</p> <p>さらには、誰も使いやすく、便利な IT サービスが次々と出てきて、日本が人にやさしい情報化社会を作ることで世界をリードするようになることを期待しています。</p> <p>また、今後の議論は、国民にもわかりやすく、より透明性の高い方法で展開してもらいたいです。インターネットライブ中継の導入を積極的に実施していただき、NTT や他事業者、有識者の方々の意見もきちんと聞きたいと思いません。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社  ソフトバンクテレコム株式会社  ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	電子教育、電子医療、電子行政等の公的サービスを、有料の光ブロードバンド契約の有無に関わらず、前述のWi-Fi機能付きアダプタを經由して、全ての世帯において無料で利用可能とするものです。
上記の意見内容に対する再意見	公的サービスを無料で提供する事により、世帯普及率が100%になることで、インターネット事業者が光ネットワークを使ったコンテンツサービスなどをこれまでより提供しやすくなり、国際的な比較でも安価なサービスをユーザーが受けやすくなると思う。これにより、創造性や独自性のある発想の育成にもつながり、今後日本の国際競争力が高まると思う。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	
	意見提出者	
	提出された 意見内容 (該当部分)	これからの高度情報化社会において、情報へのアクセスは国民生活にとって、より一層重要性を増していくものであることから、全国民が平等に情報を享受することを可能とする「光の道」は、新しい基本的人権とされるべき情報アクセス権を担保するインフラとして、当然整備されなければなりません。
上記の意見内容に対する再意見		国民の資産であるメタル回線を新のブロードバンド先進国に押し上げるためにも、インフラの開放が必須であると考えます。

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB、ソフトバンクモバイル、ソフトバンクテレコム
	提出された 意見内容 (該当部分)	光アクセス基盤の在り方について
上記の意見内容に対する再意見	ソフトバンク各社の意見に総じて賛成いたします。 日本の経済成長の鍵となる政策。公的資金の投入無しで 実現できるならそれが望ましい。国民を巻き込んだオ ープンな議論を期待します。	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	株式会社フジ技工
-------	----------

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	<p>(1) 今後の議論の進め方</p> <p>「光の道」構想は日本の将来を左右するとともに、国民生活の在り方に直結する重要な政策であり、政策決定にあたっては、国民の声を反映しながら進めていくことが不可欠と考えます。今回、このような形で意見募集が行われていますが、まだ国民に十分開かれた議論にはなっているとは言えず、国民を巻き込んだ議論を一層推進していくべきです。</p> <p>具体的には以下のような取り組みを政策決定プロセスに取り込み、ICT を利用した直接民主主義を総務省殿が率先して実現していくべきです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT活用</li> <li>- インターネットライブ中継</li> <li>- インターネットを利用した双方向討議</li> <li>・ 熟議の民主主義</li> <li>- 時間制限なしの徹底討論</li> </ul>
上記の意見内容に対する再意見	<p>この意見に賛成します。</p> <p>まずは国民の意見を取り入れるべき。公開討論も是非実施して頂きたい。</p> <p>N T Tも情報公開すべきであり、経営情報だから出せないというのでは議論がすすまないのではないか。</p>	

## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	269
	意見提出者	ソフトバンクBB株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社、 ソフトバンクモバイル株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	まず、構造分離を実現することで、NTT 東西殿がボトルネック設備であるアクセス網と一体で事業を行うことで接続事業者の競争を制限してきた不公正な競争環境がほぼ完全に是正されることとなります。また、構造分離により新設されたアクセス回線会社は、NTT 東西殿のサービス部門とは資本関係もなくなるため、純粋に設備稼働率向上を目指し、全ての接続事業者に公平な接続条件を提供することとなります。その結果、低廉な光アクセス回線料をベースとした上位サービスでの競争が活性化し、光ブロードバンドサービス料金の低廉化が促進されます。なお、弊社共では、競争活性化により、光ブロードバンドサービスの料金は、現行のADSL 以下になるものと想定しています。加えて、料金の低廉化による有料光ブロードバンドサービスの普及は、サービスやアプリケーションの開発市場を活性化することとなり、その市場においても競争が活性化し、より魅力的なサービス・アプリケーションを登場させることとなります。すなわち、NTT 東西殿の構造分離を推進することで、公正競争環境の整備、それによる競争の活性化、それらの結果としての料金低廉化・魅力的なサービス・アプリケーションの登場といった望ましいサイクルが生まれることとなります。
上記の意見内容に対する再意見	NTT より光回線部門を分離する事によって、光でのネットが ADSL 以下の料金で使用できるなら、日本の将来を見据えて、一部の企業や利権にとらわれず推進すべき。元を正せば、現加入者が払った敷設費用や税金で賄っているのだから、利益をえるべきなのは国民である。鉄道や高速道路と同様に将来の子孫にも残せる財産となる。	



## 「光の道」構想に関する再意見

意見提出元	個人
-------	----

## ■意見募集に対して提出された意見に対する意見

「光の道」構想に関する 意見募集において提出 された意見	意見番号	279
	意見提出者	東日本電信電話株式会社
	提出された 意見内容 (該当部分)	「光の道」実現のための競争政策の在り方について
上記の意見内容に対する再意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ NTT の意見には反対です、税金をさんざん使った挙句、この内容では 国民の血税をどれだけ吸い取れば、気が済むのか、理解に苦しみます</li> <li>・ 電話加入権も高いお金を吸い取った後も、返却なしなど、意味の分からない挙動をしている時点で、利用するユーザの事は何も考えていない人たちの集団と感じています（気が狂っています）</li> <li>・ 血税を今までも、これからも何億・何兆 吸い取っている時点で、戦国時代などでいうと国賊と同じと思います</li> <li>・ 日本国民がもっと安いインフラ通信サービスを享受できる環境が無ければ日本は沈没してしまいます</li> </ul>	